

栃木県会計年度任用職員（心理判定員） 募集要項

栃木県中央児童相談所では、会計年度任用職員（心理判定員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県中央児童相談所 宇都宮市野沢町4-1	・精神発達の測定 ・性格検査 ・面接及び行動観察 ・心理療法 ・その他、上記に付随する業務

2 勤務条件

- (1) 任期 令和7(2025)年1月1日から令和7(2025)年3月31日まで
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 ① 9時00分～16時00分 ※休憩時間12時00分～13時00分
1週間当たりの勤務時間 30時間
② 時間外勤務の有無(原則なし)
- (3) 休日 ① 勤務が割り振られない日
土曜日及び日曜日
② 休日
祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- (4) 報酬 ① 時給 1,385円（令和6(2024)年4月1日）
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 有給休暇 当方規程により年次有給休暇（任用期間が6か月以上の者）などがあります。
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の(1)から(4)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(次のいずれにも該当しない人)
① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
② 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 学校教育法に基づく大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人
又はこれに準ずる人で心理判定員として必要な学識経験を有する人
- (3) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (4) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

随時

※ 応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に作文と面接により選考試験を行います。選考試験日については、後日、応募者に連絡します。

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

(1) 履歴書（写真付）

- ※ 履歴書は市販のもので結構です。
- ※ 自筆で必要事項を記入してください。

(2) 最終学歴の卒業証明書及び心理学又はそれに相当する課程の履修証明書

- ※ 持参の場合には、平日の8時30分から17時15分迄の間にお越しください。
- ※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
- ※ 提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○ 応募書類の送付・提出先

〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4-1
栃木県中央児童相談所 企画管理課 (Tel.028-665-7830)

7 結果の発表

選考結果については、面接日から2週間以内に郵送等でご連絡いたします。

8 案内図

